

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：小樽市下水道事業会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和32年3月25日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	小樽市	職員数※(H19.4.1現在)	18
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	188円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	29,124
累積欠損金(百万円)	10,923	利益剰余金又は積立金(百万円)	0
不良債務(百万円)	0	財政力指数※	0.471
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率※(%)	20.2(H19)
		経常収支比率※(%)	101.6(H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
- なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	公営企業管理者 工藤 利典
既存計画との関係	財政再建推進プラン実施計画（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	議会への報告、小樽市ホームページ及び広報紙に掲載
基本方針	生活環境の改善・公共水域の水質保全等、下水道事業としての役割を果たしつつ、人員の適正管理・維持管理業務の効率化を図り、計画的な建設投資を実施することにより、本計画における目標を確実に実施する。 また、私費負担・公費負担の区分を明確にし、繰上基準に基づいた繰入金確保することにより、資金収支の安定化を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,972	2,504	1,990	6,466
	補償金免除額	291	584	342	1,217
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	494	0	0	494
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	1,540	87	135	1,761

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	1,594,844	1,847,590	1,990,361	5,432,795
	下水道事業債（臨時財政特例債）	376,712	656,489		1,033,201
	合 計 (A)	1,971,556	2,504,079	1,990,361	6,465,996
一 般 会 計 の う ち (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	1,971,556	2,504,079	1,990,361	6,465,996

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	493,897			493,897
	合 計 (A)	493,897	0	0	493,897
一 般 会 計 の う ち (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	493,897	0	0	493,897

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	1,472,212	5,695	102,392	1,580,299
	未稼働資産等債			31,898	31,898
	資本費平準化債（未利用分）		77,565		77,565
	合 計 (A)	1,472,212	83,260	134,290	1,689,762
一 般 会 計 の う ち (再掲)	※上記のうち 一般会計負担分				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	1,472,212	83,260	134,290	1,689,762

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>海に面して山・坂が多く、東西に長い地形的特徴があり、処理場、ポンプ場、管渠等の建設に多額の事業費を要してきたためこれら下水道施設に対する資本費、維持管理費が割高となる傾向にある。特に処理区域面積当たりの資本費については、他都市と比較し非常に高い状況となっている。（地形に起因する問題）</p> <p>また、平成18年度の国の財政措置の変更に伴い、それまで収益的収入に計上していた一般会計からの繰入金も、平成18年度からは「分流式下水道等に要する経費」としての繰入（収益的収入）と「下水道事業債（特別措置分）」としての借入（資本的収入及び収益的収入（枠外））に分割して計上されることとなったため、収益的収支の悪化に繋がった。（制度に起因する問題）</p> <p>さらに、下水道事業は、一般会計からの繰入金が多額となるため、下水道事業における維持管理費・資本費の圧縮を図ることにより繰入金の圧縮に繋がることとなるため、財政局との連携をとりながら、経営の効率化を図っていく必要がある。</p>
経営課題	<p>課題 ① 適正な定員管理による人件費の削減 他都市と比較し、処理区域面積当たりの職員数は低い状況であるが、有収水量が減少傾向にあることから、維持管理業務の効率化を図り、業務量に見合った職員の適正配置を実施することにより、人件費を圧縮する必要がある。</p> <p>課題 ② 維持管理費の縮減 処理区域の拡大もほぼ終了し、処理区域内人口が減少傾向にある中で、有収水量も減少しているため、維持管理業務の効率化を図り、処理原価を減少させる必要がある。 また、地形的な要因により処理場及びポンプ場の施設数が多く、その施設にある機器類に係る修繕費等の保守料が割高となってしまうため、機器等の老朽化の状況を考慮しながら、適切な更新を実施する必要がある。</p> <p>課題 ③ 資本費の軽減 地形的な要因により、処理場及びポンプ場の施設数が多く、それに伴い減価償却費及び利息負担が大きい。 減価償却費については、適切な会計処理の選択により圧縮を図る必要がある。 利息については、高金利時代に借入れた企業債の借換えにより過去の建設投資に係る利息負担の軽減を図り、今後の建設投資については、施設の老朽化の状況及び施設の運転コスト等を考慮しながら適切に実施する必要がある。 また、資金ベースでの資本費については、中・長期的な経営計画に基づいた資本費平準化債（拡大分）の借入により、世代間の負担の公平を保ちながら資本費の平準化を図る必要がある。</p> <p>課題 ④ 収入の確保 処理区域内人口の減少が避けられない状況にあるため、下水道の未接続世帯・事業所に対し下水道法の趣旨を理解してもらうことにより下水道への接続を促し、水洗化率を向上させ収入を確保する必要がある。また、処理区域面積拡大に伴う受益者負担金を確保する必要がある。さらに、未収金徴収対策として従前から実施している収納業務の外部委託、コンビニエンスストアにおける収納、及び給水停止プロジェクトによる未収金の早期解消対策は継続することとし、新たに滞納システムの導入によりさらなる未収金の解消に努める必要がある。</p> <p>課題 ⑤ 繰出基準に基づいた繰入金の確保 平成18年度の財政措置の変更に伴い、繰出基準に「分流式下水道等に要する経費」が追加され、私費・公費の負担区分が今まで以上に明確になったことにより、平成17年度までの収支不足分の繰入（基準外）は解消された。今後は、繰出基準に基づく繰入金を確保することにより下水道事業の経営の安定化を図る必要がある。</p>
留意事項	<p>小樽市下水道事業は、昭和32年度の供用開始当時から地方公営企業法全部適用により、複式簿記に基づく会計方法を採用しており、損益収支・資金収支の両面で経営の健全化に努めているところであるが、各種制度改正により、資金収支では改善されるが損益収支では悪化するという事態も生じております。これにより、平成18年度から20年度までは資金収支では均衡を保っているが、損益収支では純損失が生じる見込みとなっている。しかし、これまでの経営改善努力の継続は当然として、更なる経費の削減・収入の確保に努めることにより、平成21年度からは損益収支においても純利益を生じることとしている。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (見込)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※	(%)	99.3	97.4	105.6	113.5	131.6	130.4	141.5	163.0	140.2	114.5	
総収支比率(法適用)	(%)	96.5	97.2	99.8	105.2	110.4	112.9	113.1	124.5	111.0	107.1	
経常収支比率(法適用)	(%)	96.8	97.4	100.1	105.5	110.7	113.3	113.4	125.8	111.3	107.4	
営業収支比率(法適用)	(%)	88.9	89.4	87.4	92.2	88.3	87.5	88.2	95.1	84.4	87.3	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	493.7	488.7	502.8	495.5	496.4	485.1	485.5	451.4	475.9	451.9	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	42.9	42.6	42.6	42.6	46.0	44.9	45.5	44.4	45.3	38.5
	うち基準内繰入金	(%)	98.1	97.8	97.9	97.8	98.2	98.9	98.2	97.9	98.2	97.1
	うち基準外繰入金	(%)	1.9	2.2	2.1	2.2	1.8	1.1	1.8	2.1	1.8	2.9
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	100.0	91.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	8.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	3.2	4.4	3.0	2.4	3.2	3.8	8.2	9.2	10.5	13.0
	うち基準内繰入金	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	81.2	100.0	99.5	100.0	100.0
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.8	0.0	0.5	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率（％）＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価（円／m³）＝給水収益／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）

※2 給水原価（円／m³）＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金（水道事業のみ）））／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費）＋企業償還金）／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝（総費用－（受託工事費＋基準内繰入金）＋地方償還金）／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率（％）＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 使用料設定の考え方、使用料収入の見込み	【使用料設定の考え方】H16年度に「資本費平準化債（拡大分）」が新設されたこと、及び、H18年度の国の財政措置の変更により「分流式下水道等に要する経費」（繰出基準）、「下水道事業債（特別措置分）」（起債）が新設されたこと等に伴い、使用料対象資本費の考え方に大幅な変更が生じた。今後については、不良債務が発生した時点で使用料改定を検討することとなる。 【料金収入の見込み】今後の料金収入については、人口の減少に伴い減少するものと考え、人口減少率（1.5％）の減を毎年度見込んだ。ただし、未接続世帯・事業所への接続
2 他会計繰入金の見込み	繰出基準に基づく部分については、全額繰り入れしている。そのうち、H18年度に創設された「分流式下水道等に要する経費」については、処理区域内人口密度から導かれる公費負担率がH21年度に4割から5割に上がる見込みであるため、増額で見込んでいる。 基準外では、福祉施策に係る減免相当額を繰り入れしているが、微減傾向と推計している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	処理場・ポンプ場について施設の老朽化が著しいため、計画期間をH17～H25までの9年間とした更新計画を策定し、国庫補助事業にて実施することとしている。（事業規模：9年間合計で97億円）
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	【定員管理】適正な定員管理に基づく人員削減については、組織機構の見直し等積極的に実施しており、現状においても集中改革プランでの目標を確実に実施しているところである。本計画においては、集中改革プランで目標としていたH21年度17名体制を一年前倒しし、H20年度から17名体制を実施することとし、更なる人員削減効果を出すこととしている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

フォローアップ用

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>【人件費効果額算出方法】 計画前5か年については平成13年度を基準とし、計画期間については平成18年度を基準にした人員削減効果と本市が取り組んできた人件費削減施策による効果を示している。</p> <p>小樽市の策定した財政再建推進プラン(平成21年度に17名とする計画)実施計画を1年前倒して、平成20年4月に1名削減し17名とする予定→17名とした。平成19年6月11日現在では平成17年5月から5名削減(達成率、83.3%)→平成20年4月10日現在では平成17年5月から6名削減(達成率100%)【課題1】</p> <p>平成19年4月1日から給与構造改革を導入し、小樽市独自に本俸5%を削減している。地域手当については、不支給。特殊勤務手当については、平成19年4月1日から、16種類から4種類へ整理し支給対象を縮小。【課題1】</p> <p>今後、民間委託の推進や事務・事業の見直し等を行い、退職不補充などによる計画的な職員数の削減に取り組む。(退職予定者数 H19:1人、H20:1.5人、H21:0人、H22:0人、H23:0人)→(退職予定者数:H19:1.5人、H20:2.5人、H21:1人、H22:0.5人、H23:1.5人)また、現在、小樽市では国の行政職俸給表(二)に準じた給料表を導入していないが、今後導入を検討していく。給与の状況について、「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づき平成20年3月までに公表する→平成20年3月に公表した(小樽市HP)。【課題1】</p> <p>退職手当については、国に準じた支給方法であるが、財政事情等を考慮し調整額は当分の間制度を凍結する。【課題1】</p> <p>小樽市は北海道都市職員共済組合(都市職員共済)の構成員となっており、下水道事業会計分は同会計で負担している。制度(負担金率等)の決定や運営については、都市職員共済が行っている。【課題1】</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>【維持管理費効果額算出方法】 計画前5か年については平成13年度を基準とし、計画期間については平成18年度を基準にしている。</p> <p>将来人口に見合った施設規模を想定した施設等の更新を行い、また、最新技術の導入により、省エネルギー化・高寿命を進めながら、維持管理業務の効率化を図る。これにより、動力費、委託料が縮減可能となる。【課題2】</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>【収入効果額算出方法】 下水道未接続世帯・事業所に対し接続を促すことによる下水道使用料増収の取り組みを行い、平成19年度予算との比較により想定される増額分を効果額に計上している。【課題4】 受益者負担金については、処理区域面積拡大により見込まれる収入額を効果額に計上している。【課題4】 未収金徴収対策によるものについては、各施策における単年度収入額を効果額としている。【課題4】</p> <p>不良債務が発生した時点で使用料改定を検討する。 使用料収入は今後の人口減を考慮し減少傾向で見込むが、資本費平準化債(拡大分)の借入及び私費・公費の負担区分に基づいた繰入金の確保により当面は不良債務発生懸念はなく現行の使用料水準は適正であるとする。 【課題3・5】 また、未収金の収納対策等更なる経営努力による収入確保に引き続き努めていく必要がある。【課題4】</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>給与定員管理の状況については、国の様式に合わせて公表を行っている。国(総務省)や北海道のホームページとリンクさせている。 また、財政再建推進プラン実施計画(集中改革プラン)については、小樽市ホームページで公表している。</p> <p>H12年度から「事務事業評価」、H14年度から「施策評価」について導入済みであるが、評価手法について再構築中である。H18年度からは上記に「政策評価」も加えた3項目について新たな評価手法の試行中である。H20年度に策定される次期総合計画では、成果目標が設定されるため、それに合わせた評価手法を検討し、実施していく見通しである。 →H20年度に策定された第6次総合計画では、成果指標が設定されたため、指標達成に向けた取組みを実施していくこととする。</p>
<p>5 その他</p>	<p>○資本費の軽減【課題3】 【減価償却費】地方公営企業法施行規則第8条第4項による「みなし償却」については、従前から行っており、今後も継続することにより、減価償却費の圧縮を図る。 【企業債利息】従前から行っている公営企業金融公庫の高資本費対策借換債は導入済みであるが、今後は、本計画に基づく繰上償還を実施していくことで、損益収支の改善を図る。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

フォローアップ用

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	適正な定員管理による人員配置及び給与の独自削減施策の継続により人件費総額を削減する。【課題1】
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設・機器等の計画的な更新により、運転管理に係るコスト（維持管理費）の削減を図る。【課題2】 ・未接続世帯・事業所に対し下水道への接続を促し、水洗化率の向上を図ることにより使用料収入を確保する。【課題4】 ・繰出基準に基づいた繰入金を確保することにより収益的収入を安定化させ収支の改善を図る。【課題5】
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	H18年度の国の財政措置の変更に伴い、「分流式下水道等に要する経費」（繰出基準）及び「下水道事業債（特別措置分）」が新設されたことにより、収支不足分（基準外）の繰入金は大幅に解消されることとなった。今後発生する基準外繰入金については、福祉施策による下水道使用料減免相当額のみとなる。内容的には料金収入に計上すべきものなので、施策が継続している間は解消すべきものではないと考えている。今後も、施策変更の動向は注視していく考えである。【課題5】
4 その他	<p>下水道事業の経営健全化について</p> <p>下水道事業は、制度上、一般会計からの繰入による税金での一定程度の負担を前提としている事業であるため、一般会計との関わりは他の事業と比較して大きい。平成17年度までは、収支不足分の繰入として基準外で繰入れていたものもあったため、一般会計の財政状況により繰入金が減額されたこともあった。しかし、平成18年度の財政措置の変更に伴い、繰出基準に「分流式下水道等に要する経費」が追加されたことにより、私費・公費の負担区分が今まで以上に明確となり、収支不足分の繰入は解消されることとなった。今後は、繰出基準に基づく繰入金を確保することにより、下水道事業の経営の安定化を図ることとする。また、下水道事業での資本費・維持管理費の圧縮は、一般会計からの繰入金の圧縮に繋がるため、小樽市全体として考えた場合にも、下水道事業の経営健全化は重要な課題であるという認識の基で、本計画に基づく各種施策を確実に実施することとする。</p>

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がある後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画3年度)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画5年度)	平成23年度 (見込)	計画合計	計画合計 (見込)
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	135,608	135,960	133,574	133,910	131,570	132,111	129,597	130,400	127,653	128,444		
	A 増減	-2,065	-1,713	-2,034	-2,050	-2,004	-1,799	-1,974	-1,974	-1,944	-1,956	-10,020	-9,229
	水洗便所設置済人口(人)	128,421	129,211	126,782	127,632	124,992	125,785	123,246	124,686	121,525	122,279		
	B 増減	-1,776	-986	-1,659	-1,579	-1,770	-1,847	-1,746	-1,099	-1,721	-2,407		
	水洗化率(%)	94.7	95.0	94.9	95.3	95.0	95.2	95.1	95.6	95.2	95.2		
	C 増減	0.1	0.4	0.2	0.3	0.1	-0.1	0.1	0.4	0.1	-0.4	0.6	0.6
	有収水量(m ³)	13,825,651	13,890,906	13,635,246	13,502,147	13,431,752	13,367,583	13,230,617	13,464,521	13,033,626	13,145,000		
	D 増減	-210,943	-145,288	-190,405	-386,759	-203,494	-134,564	-201,135	96,936	-196,992	-319,321		
	使用料単価(円/m ³)	150	150	150	151	150	150	150	150	150	150		
	E 増減	0	0	0	1	0	-1	0	0	0	0	0	0
② 料金改定率(%)													
F 増減													
③ 収納率(%)	88.2	88.3	88.3	88.3	88.3	88.3	88.3	88.2	88.3	88.2			
G 増減	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	-0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	
④ その他()													
H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	124,389	125,412	129,412	128,846	126,882	126,439	124,529	126,412	122,529	123,471		
	増減	10,602	11,625	5,023	3,434	-2,530	-2,407	-2,353	-27	-2,000	-2,941	8,742	9,684
	職員数(人)	18	18	17	17	17	17	17	17	17	17		
	増減	-2	-2	-1	-1	0	0	0	0	0	0	-3	-3
	管理運営費(千円)	3,750,000	3,752,228	3,559,000	3,371,271	3,396,000	3,285,982	3,275,000	2,932,000	3,309,000	3,034,000		
	I 増減	-35,977	-33,749	-191,000	-380,957	-163,000	-85,288	-121,000	-353,982	34,000	102,000	-476,977	-751,977
	⑤ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	28	28	27	25	26	25	25	22	26	24		
	J 増減	-1	-1	-1	-3	-1	0	-1	-3	1	2	-1	-3
	汚水処理原価(円/m ³)	151	154	142	133	114	115	106	92	107	131		
	K 増減	1	4	-9	-21	-29	-18	-9	-23	1	39	-43	-18
⑥ 汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³)	65	67	67	64	64	62	63	60	64	66			
L 増減	3	5	2	-3	-3	-2	-1	-2	1	6	2	4	
⑦ その他()													
M 増減													
⑧ 使用料回収率(%)	99.3	97.4	105.6	113.5	131.6	130.4	141.5	163.0	140.2	114.5			
E/K × 100	増減	-7	-2.6	6.3	16.1	26.0	16.9	32.6	-1.3	-48.8			
⑨ 累積欠損金比率(%)	493.7	488.7	502.8	495.5	496.4	485.1	485.5	451.4	475.9	451.9			
増減	13.8	6.8	9.1	6.8	-6.4	-10.4	-10.9	-33.3	-9.6	0.5			
⑩ 企業債現在高(百万円)	28,038	28,038	27,751	27,746	27,210	27,302	26,519	26,425	25,580	25,099			
増減	-1,046	-1,086	-327	-992	-541	-444	-691	-377	-939	-1,328			
収入の確保	使用料収入	2,068	2,086	2,040	2,031	2,010	2,007	1,980	2,021	1,950	1,974		
	改善額	144	171	146	182	143	174	140	148	136	133	709	808
	① 有収水量の増加		3	4	11	4	1	4	1	4	1	16	17
	② 使用料の適正化												
	③ 収納率の向上	144	168	142	171	139	173	136	147	132	132	693	791
その他													
改善額	8	9	7	6	6	6	5	3	4	3	30	27	
④ 受益者負担金収入の増加	8	9	7	6	6	6	5	3	4	3	30	27	
経営の効率化	管理運営費	3,750	3,752	3,559	3,371	3,396	3,286	3,275	2,932	3,309	3,034		
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	150	139	142	122	142	118	142	125	142	136		
	改善額	45	42	63	97	121	131	180	180	180	185	589	635
	⑤ 職員給与と費の適正化(人員削減効果)	17	17	25	22	25	21	25	22	25	22	117	104
	⑥ 職員給与と費の適正化(削減施策効果)	9	10	9	17	9	15	9	17	9	17	45	76
	⑦ 維持管理費(上記以外)の適正化(経費の削減等)	19	15	29	58	87	95	146	141	146	146	427	455
	⑧ 退職手当と費中の退職手当	22	36	58	81	35	22	0	82	58	24		
	⑨ 退職手当の適正化												
⑩ その他()													
改善額													
改善額合計												1,328	1,470

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例：未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例：建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は)

- (収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)
- 使用料適正化の考え方
 - 民間委託の取組状況
 - その他に記載された項目に関する取組等